

長崎県立大学の懲戒処分が違法・無効であることの確認を求めて、久木野教授は長崎地方裁判所に提訴しました。

原告： 久木野教授

被告： 長崎県公立大学法人

訴状によりますと「県立大学が処分理由としている兼業従事許可違反は事実と異なり根拠が無く、停職処分に合理的理由が存在しないため処分は違法である。また、停職処分により受けた精神的苦痛と名誉毀損などの損害賠償を求める。」とのことでした。